

岩手県労働委員会告示第5号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、盛岡市上下水道局に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定し、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（盛岡市上下水道局）（平成22年岩手県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成26年8月1日

岩手県労働委員会

会長 小野寺 正 孝

勤務箇所	職 名	認定の年月日
上下水道局	1 上下水道部長、監、次長及び参事 2 課長及び主幹 3 秘書、人事及び労務の担当の課長補佐 4 人事及び労務の担当の係長	平成26年7月25日